

# 第1章 策定に当たって

## 1 プラン策定の趣旨

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県において、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いです。

こうした中、本県の出生数は、平成28年（2016年）に1万人を割り込んだ後も減少を続け、令和5年（2023年）には7,189人となり、合計特殊出生率\*も1.40と低下傾向にあるなど、少子化に歯止めがかからない厳しい状況です。

その背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っています。

今後も更なる人口減少が見込まれる中、将来にわたって地域の活力を維持・創出し、本県の未来を確かなものにしていくためには、少子化の流れを変える取組を強化していく必要があります。

このため、「やまぐち未来維新プラン」においても、「結婚、妊娠・出産、子育て応援プロジェクト」を重点的に進める施策として掲げ、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもと子育て世帯を支える県づくりを社会全体で積極的に推進していくこととしています。

本プランは、この方針を踏まえ、社会全体で子どもと子育て世帯を支え、次世代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進するための5年間の計画として策定するものです。

## 2 プランの性格・位置付け

本プランは、「子育て文化創造条例」第12条の規定に基づく計画として策定するものです。

併せて、「こども大綱\*」を勘案し、こども基本法第10条に基づく「こども計画」など、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定します。

本プランの性格・位置付け
・子育て文化創造条例第12条に基づく計画
・子ども・子育て支援法第62条に基づく計画
・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく計画
・こども基本法第10条に基づく計画
・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画
・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく計画
・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく計画
・こども家庭庁支援局長通知（R6.3.12付）に基づく計画

## 3 プランの期間

このプランの期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。